

陳情の取扱いについて

- (1) 陳情において、受付後、どの委員会で審査するか、審査になじまないかを議会運営委員会で協議します。審査することとなった陳情については、所管の常任委員会に送付（審査依頼）します。
- (2) 審査になじまない陳情は、全議員へ配付のみの取扱いとします。
- (3) 送付された委員会は、陳情を審査し、委員会の審査結果を決定します。
- (4) 閉会后、陳情者に対して、文書により委員会の審査結果を通知します。
- (5) 市行政に関する陳情については、議長が市長部局へ回答を求めます。但し、議長が審査を判断した場合は、この限りではありません。
- (6) 郵送で提出された陳情は、全議員へ配付のみの取扱いとします。但し、議長が審査を判断した場合は、この限りではありません。

※提出期限は、各定例会開会前に開催する議会運営委員会の10日前までとします。

◎審査になじまない陳情

	陳情書の内容	具体的な事例等
1	法令違反、違反行為を求めるもの等、公の秩序に反するもの	営業の自由の制限、所有権の不可侵や信教の自由を制限するもの等で、審査しても明らかにその声に応えることができないと思われるもの
2	個人や団体を誹謗中傷、又はその名誉を毀損し、又は信用を失墜させる恐れがあるもの	個人や団体に対する誹謗中傷、又は名誉を毀損する内容が記載され、審査しても結論が出せない、又は出すことが適当でないと思われるもの
3	係争中の裁判事件や異議申し立て等に関するもの	係争中の事件や和解等を求めるもの等、判断することにより司法権等の独立を侵すことになるもの
4	市職員等に対して、懲戒、分限等の処分を求めるもの	本来、当該職員の任命権者に対して求めるべきであるもの等、議会の審査になじまないもの
5	一個人、又は一企業の希望の実現を図るためのもの	単に個人的な希望の実現を図るためのものであって、公益性があると認められないもの
6	既に願意が達成されているもの、又は実現の見通しが明らかなもの	すでに法令又は条例の整備や予算措置をすることが準備されていると判断できるもの
7	上記1から6までに規定するもののほか、議会運営委員会の協議を経た上で、議長が審査になじまないと判断したもの	